

第12回加西市公共交通活性化協議会（書面協議） 次第

協議事項

（1）加西市公共交通活性化協議会の規約改正について（資料1・資料2）

【主な改正内容】

- ・構成員の見直し
- ・構成員役職名、部署名の変更（現状に即したものに修正）

※規約案において新設及び退任となる委員については、事前に内諾を得ています。

（2）コミュニティバス運行見直し基準の設定について（資料3）

加西市は、従来から兵庫県より「コミュニティバス運行総合支援事業」の補助を受けてきました。県は、P D C Aサイクルによる評価・改善を行い、持続可能なコミュニティバスとするため、新たに運行見直し基準の設定とその運用を補助要件に追加しました。このことに伴い、加西市内で運行しているコミュニティバス2事業（KASAI ねっぴ～号、はっぴーバス）の運行見直し基準を設定します。

加西市においては、公共交通総合連携計画策定以降これまで、協議会の議論を経て、加西市コミュニティバス（現 KASAI ねっぴ～号）の再編とはっぴーバス実証運行における見直しを行ってきました。まだ発展途上ですが、地域に密着した公共交通の導入や、接続する路線バスとの連携も含めて、今後もP D C Aサイクルに基づく改善を行います。

配布資料一覧

資料 1

加西市公共交通活性化協議会規約（改正案） ····· P 3

資料 2

加西市公共交通活性化協議会規約 新旧対照表 ··· P 9

資料 3

コミュニティバス運行見直し基準
(KASAI ねっぴ～号・はっぴーバス) ······· P 15

加西市公共交通活性化協議会規約（改正案）

平成20年3月25日

改正 平成20年5月26日

平成20年9月26日

平成 年 月 日

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「新法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾100番地加西市役所内に置く。

（所掌事務）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（組織）

第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員及びオブザーバーをもって組織する。なお、オブザーバーは公共交通に関し専門的な知識を有する者のうち、市長が必要と認めた者とする。

2 協議会に、専門の事項を検討するため、専門委員を置くことができる。なお、専門委員は市長が委嘱するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。但し、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会長)

第6条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、加西市副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、委員のうち学識経験のある者が議長となり、会議を統括する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。
- 4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとするが、成立しない場合においては多数決とする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに連携計画の実施等を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、加西市ふるさと創造部に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に指名した監査委員によって行う。

3 会長は、事業年度終了後、速やかに収支決算書を調製し、監査委員の監査を受けなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝金及び費用弁償)

第15条 委員、専門委員及びオブザーバー（特別の場合を除き、学識経験のある委員、専門委員及びオブザーバーに限る。）の謝金及び費用弁償の額並びにその支給方法は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第16条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であつた者がこれを決算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年3月25日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年9月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

委員	副市長
	加西市議会の代表
	学識経験のあるもの
	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官（輸送担当）
	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長
	兵庫県加西警察署長
	神姫バス株式会社バス事業部計画課長
	神姫バス労働組合の代表
	北条鉄道株式会社総務企画部長
	兵庫県バス協会の代表
	兵庫県タクシー協会の代表
	区長会会长
	加西市老人クラブ連合会会长
	加西商工会議所会頭
	コミュニティバス運営関係事業者の代表
	コミュニティバス運行事業者の代表
	市民公募委員
	加西市ふるさと創造部長
	加西市都市整備部長
専門委員	学識経験のあるもの
オブザーバー	国土交通省近畿運輸局企画観光部交通企画課長
	国土交通省近畿運輸局鉄道部計画課長
	国土交通省近畿運輸局自動車交通部旅客第一課長
	兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課副課長

加西市公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

改正後	改正前
加西市公共交通活性化協議会規約 平成20年3月25日	加西市公共交通活性化協議会規約 平成20年3月25日
改正 平成20年5月26日 平成20年9月26日 <u>平成 年 月 日</u>	改正 平成20年5月26日 平成20年9月26日
(設置) <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「新法」という。)第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>	(設置) <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「新法」という。)第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>
(事務所) <p>第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾1000番地加西市役所内に置く。</p>	(事務所) <p>第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾1000番地加西市役所内に置く。</p>
(所掌事務) <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。 (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関すること。 (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。 (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。</p>	(所掌事務) <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。 (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関すること。 (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。 (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。</p>
(組織) <p>第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員及びオブザーバーをもって組織する。なお、オブザーバーは公共交通に関し専門的な知識を有する者の中、市長が必要と認めた者とする。 2 協議会に、専門の事項を検討するため、専門委員を置くことができる。なお、</p>	(組織) <p>第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員及びオブザーバーをもって組織する。なお、オブザーバーは公共交通に関し専門的な知識を有する者の中、市長が必要と認めた者とする。 2 協議会に、専門の事項を検討するため、専門委員を置くことができる。なお、</p>

改正後	改正前
専門委員は市長が委嘱するものとする。	専門委員は市長が委嘱するものとする。
<p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。但し、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職務を辞任したものとみなす。</p> <p>2 棟欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。但し、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職務を辞任したものとみなす。</p> <p>2 棟欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。</p>
<p>(会長)</p> <p>第6条 協議会に、会長を置く。</p> <p>2 会長は、加西市副市長をもって充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p>	<p>(会長)</p> <p>第6条 協議会に、会長を置く。</p> <p>2 会長は、加西市副市長をもって充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p>
<p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、委員のうち学識経験のある者が議長となり、会議を統括する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。</p> <p>4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとするが、成立しない場合においては多数決とする。</p> <p>5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、委員のうち学識経験のある者が議長となり、会議を統括する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。</p> <p>4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとするが、成立しない場合においては多数決とする。</p> <p>5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p>
<p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第8条 協議会において議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p>	<p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第8条 協議会において議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p>
<p>(部会)</p> <p>第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに連携計画の実施等を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(部会)</p> <p>第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに連携計画の実施等を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>

改正後	改正前
<p>(幹事会)</p> <p>第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。</p> <p>2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。</p> <p>2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>
<p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、加西市<u>ふるさと創造部</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、加西市<u>経営戦略室</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
<p>(経費)</p> <p>第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。</p>	<p>(経費)</p> <p>第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。</p>
<p>(監査)</p> <p>第13条 協議会に監査委員を2名置く。</p> <p>2 協議会の出納監査は、会長が別に指名した監査委員によって行う。</p> <p>3 会長は、事業年度終了後、速やかに収支決算書を調製し、監査委員の監査を受けなければならない。</p>	<p>(監査)</p> <p>第13条 協議会に監査委員を2名置く。</p> <p>2 協議会の出納監査は、会長が別に指名した監査委員によって行う。</p> <p>3 会長は、事業年度終了後、速やかに収支決算書を調製し、監査委員の監査を受けなければならない。</p>
<p>(財務に関する事項)</p> <p>第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(財務に関する事項)</p> <p>第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
<p>(謝金及び費用弁償)</p> <p>第15条 委員、専門委員及びオブザーバー（特別の場合を除き、学識経験のある委員、専門委員及びオブザーバーに限る。）の謝金及び費用弁償の額並びにその支給方法は、会長が別に定める。</p>	<p>(謝金及び費用弁償)</p> <p>第15条 委員、専門委員及びオブザーバー（特別の場合を除き、学識経験のある委員、専門委員及びオブザーバーに限る。）の謝金及び費用弁償の額並びにその支給方法は、会長が別に定める。</p>
<p>(協議会の解散等)</p> <p>第16条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p>	<p>(協議会の解散等)</p> <p>第16条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p>
(その他)	(その他)

改正後	改正前																																										
<p>第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成20年3月25日から施行する。</p> <p>2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">附 則</p> <p>この規約は、平成20年5月26日から施行する。</p> <p style="margin-left: 2em;">附 則</p> <p>この規約は、平成20年9月26日から施行する。</p> <p style="margin-left: 2em;">附 則</p> <p>この規約は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成20年3月25日から施行する。</p> <p>2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">附 則</p> <p>この規約は、平成20年5月26日から施行する。</p> <p style="margin-left: 2em;">附 則</p> <p>この規約は、平成20年9月26日から施行する。</p>																																										
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">委員</td><td style="padding: 2px;">副市長</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">加西市議会の代表</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">学識経験のあるもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官 (輸送担当)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">兵庫県北播磨県民局<u>加東土木事務所長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">兵庫県加西警察署長</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">神姫バス株式会社<u>バス事業部計画課長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">神姫バス労働組合の代表</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">北条鉄道株式会社<u>総務企画部長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">兵庫県バス協会の代表</td></tr> </table>	委員	副市長		加西市議会の代表		学識経験のあるもの		国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官 (輸送担当)		兵庫県北播磨県民局 <u>加東土木事務所長</u>		兵庫県加西警察署長		神姫バス株式会社 <u>バス事業部計画課長</u>		神姫バス労働組合の代表		北条鉄道株式会社 <u>総務企画部長</u>		兵庫県バス協会の代表	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">委員</td><td style="padding: 2px;">副市長</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">加西市議会の代表</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">学識経験のあるもの</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"><u>国土交通省近畿運輸局企画観光部交通企画課長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官 (輸送担当)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">兵庫県北播磨県民局<u>県土整備部長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">兵庫県加西警察署長</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"><u>神姫バス株式会社バス事業部長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">神姫バス労働組合の代表</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">北条鉄道株式会社<u>鉄道部長</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;">兵庫県バス協会の代表</td></tr> </table>	委員	副市長		加西市議会の代表		学識経験のあるもの		<u>国土交通省近畿運輸局企画観光部交通企画課長</u>		国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官 (輸送担当)		兵庫県北播磨県民局 <u>県土整備部長</u>		兵庫県加西警察署長		<u>神姫バス株式会社バス事業部長</u>		神姫バス労働組合の代表		北条鉄道株式会社 <u>鉄道部長</u>		兵庫県バス協会の代表
委員	副市長																																										
	加西市議会の代表																																										
	学識経験のあるもの																																										
	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官 (輸送担当)																																										
	兵庫県北播磨県民局 <u>加東土木事務所長</u>																																										
	兵庫県加西警察署長																																										
	神姫バス株式会社 <u>バス事業部計画課長</u>																																										
	神姫バス労働組合の代表																																										
	北条鉄道株式会社 <u>総務企画部長</u>																																										
	兵庫県バス協会の代表																																										
委員	副市長																																										
	加西市議会の代表																																										
	学識経験のあるもの																																										
	<u>国土交通省近畿運輸局企画観光部交通企画課長</u>																																										
	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官 (輸送担当)																																										
	兵庫県北播磨県民局 <u>県土整備部長</u>																																										
	兵庫県加西警察署長																																										
	<u>神姫バス株式会社バス事業部長</u>																																										
	神姫バス労働組合の代表																																										
	北条鉄道株式会社 <u>鉄道部長</u>																																										
	兵庫県バス協会の代表																																										

改正後		改正前	
	区長会長		区長会長
	加西市老人クラブ連合会長		加西市老人クラブ連合会長
	加西商工会議所会頭		加西商工会議所会頭
	<u>コミュニティバス運営関係事業者</u> の代表		<u>株式会社加西北条都市開発専務取締役</u>
	<u>コミュニティバス運行事業者</u> の代表		
	市民公募委員		市民公募委員
	加西市 <u>ふるさと創造部</u> 長		加西市 <u>経営戦略室</u> 長
			<u>加西市地域振興部</u> 長
	加西市 <u>都市整備</u> 部長		加西市 <u>都市開発</u> 部長
専門委員	学識経験のあるもの	専門委員	学識経験のあるもの
オブザーバー	<u>国土交通省近畿運輸局企画観光部交通企画課</u> 長	オブザーバー	
	国土交通省近畿運輸局鉄道部計画課長		国土交通省近畿運輸局鉄道部計画課長
	国土交通省近畿運輸局自動車交通部旅客第一課長		国土交通省近畿運輸局自動車交通部旅客第一課長
	兵庫県 <u>県土整備</u> 部 <u>県土企画</u> 局 <u>交通政策</u> 課副課長		兵庫県 <u>県土整備</u> 部 <u>県土企画</u> 局 <u>交通政策</u> 課副課長

資料3

コミュニティバス運行見直し基準 (KASAIねっぴ～号)

運行見直し基準		直近の実績 (H23.4～H24.3)
基 準	人口に対する利用者数の比率：27%未満 ※想定収支率：9.4% ※全系統で判断	
基準の考え方	サービスの受益者の割合を基準としていること で、行政サービスとしての評価を行う。直近 5年で最も低いH22の27%を基準値とする。	人口に対する 利用者数の比率：30.1% 利用者数：14,369人 人口：47,733人
基準の判定期間	4月～翌年3月	
基準を下回った場合 の 対応 (運行見直し)	系統毎の利用状況を分析し、利用率の低い系 統を中心に沿線町との協議を行い、次年度中 に全体（運行ルート、バス停位置、運行時 刻、運行本数等）を見直す。	

参考データ (H23)	運行費用	21,715,000円
	運行収入（税抜）	2,276,308円
	運行欠損 （＝運行費用－運行収入）	19,438,692円
	収支率 （＝運行収入／運行費用）	10.5%
	<参考> 県内の状況 (H23県補助対象)	全体28.8% (都市部40.9%、地方部18.8%)
	利用者数	14,369人
	利用者1人あたり運行欠損 （＝運行欠損／利用者数）	1,353円
	<参考> 県内の状況 (H23県補助対象)	全体305円 (都市部163円、地方部632円)

コミュニティバス運行見直し基準（はっぴーバス）

運行見直し基準		直近の実績 (H24. 2~H25. 1)
基 準	<p>沿線人口に対する利用者数の比率：100%未満 ※想定収支率：6. 5% ※全系統で判断 ※沿線：西在田地区全町、上芥田町、下芥田町、広原町、上野町</p>	
基準の考え方	サービスの受益者の割合を基準としてることで、行政サービスとしての評価を行う。沿線住民1年1回乗車に換算して設定する。	<p>沿線人口に対する利用者数の比率：104. 5%</p> <p>利用者数：3, 519人 人口：3, 368人</p>
基準の判定期間	4月～翌年3月	
基準を下回った場合の対応 (運行見直し)	系統毎の利用状況を分析し、利用率の低い系統を中心に沿線町との協議を行い、次年度中に全体（運行ルート、バス停位置、運行時刻、運行本数等）を見直す。	

参考データ (H24見込み)	運行費用（税抜）	11, 511, 000円
	運行収入（税抜）	723, 619円
	運行欠損 （＝運行費用－運行収入）	10, 787, 381円
	収支率 （＝運行収入／運行費用）	6. 3%
	<参考> 県内の状況（H23県補助対象）	全体28. 8% (都市部40. 9%、地方部18. 8%)
	利用者数	3, 543人
	利用者1人あたり運行欠損 （＝運行欠損／利用者数）	3, 045円
	<参考> 県内の状況（H23県補助対象）	全体305円 (都市部163円、地方部632円)